

計画書

那覇広域都市計画臨港地区の変更(沖縄県決定)

那覇広域都市計画 泊・新港臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
泊・新港臨港地区	約 186.3 ha	商港区 151.0 ha 修景厚生港区 8.3 ha 無分区 7.5 ha } 那覇市部分 ※ 166.8 ha
合 計	約 186.3 ha	商港区 12.7 ha } 浦添市部分 無分区 6.8 ha } ※ 19.5 ha

理由

那覇港の従来の臨港地区との一体的な管理運営及び港湾施設の整備促進のため、臨港地区の追加変更を行う。

今回、泊・新港臨港地区に位置する12号岸壁及び背後用地は令和5年1月に埋立竣工した区域であり、11号岸壁背後用地は令和6年5月に埋立竣工した区域であることから、市街化区域編入と併せて、臨港地区へ追加変更を行う。

都市計画の理由書

那覇広域都市計画臨港地区を変更する理由

臨港地区は港湾を管理運営するために定める地域地区であり、那覇港においては、那覇ふ頭の那覇臨港地区、泊ふ頭から新港ふ頭にかかる泊・新港臨港地区及び浦添ふ頭の浦添臨港地区の3地区が指定されております。

現在の那覇港における臨港地区は、昭和31年に当初決定され、港湾整備の進捗や社会情勢の変化、港湾を取り巻く環境の変化等に伴う港湾計画の改定等を踏まえ、臨港地区的追加指定等の変更を行ってきており、港湾区域と一体となった管理運営を進めてきております。

埋立が竣工し、新設した施設については、従来の臨港地区との一体的な管理運営及び港湾施設の整備促進の必要があるため、臨港地区を追加指定する必要があります。

今回、12号岸壁及び背後用地が令和5年1月に、11号岸壁背後用地が令和6年5月に埋立竣工したことから、従来の臨港地区との一体的な管理運営及び港湾施設の整備促進のため、市街化区域編入と併せて、泊・新港臨港地区として追加指定する必要があります。